

25年度一般会計予算.....②③  
議案審議.....④




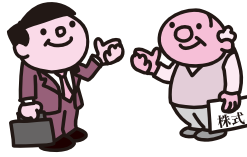
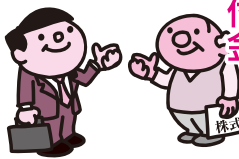

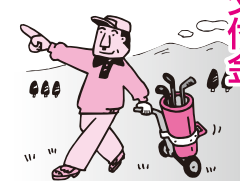


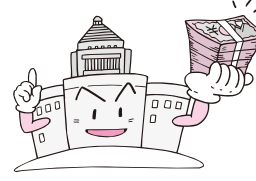
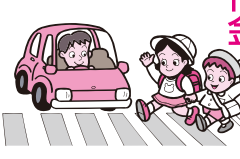

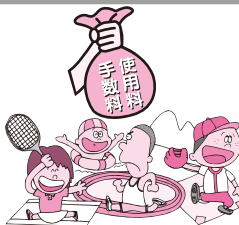
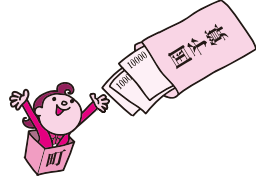
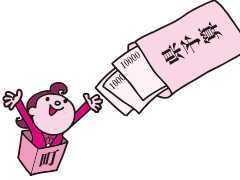



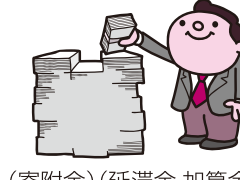

一般質問のやりとり報告.....⑤~⑭  
表紙の紹介と町の情報.....⑮



南関第一小学校 歓迎遠足

# 町のサイフのなかみ



 <p><b>町税</b></p> <p>南関町</p> <p>(町民税)(町たばこ税) (固定資産税) (軽自動車税)(入湯税)</p> <p><b>10億4,957万円</b></p>	 <p><b>地方譲与税</b></p> <p>(地方揮発油譲与税) (自動車重量譲与税)</p> <p><b>6,040万円</b></p>	 <p><b>利子割交付金</b></p> <p>(利子割交付金)</p> <p><b>140万円</b></p>	 <p><b>配当割交付金</b></p> <p>(配当割交付金)</p> <p><b>100万円</b></p>
 <p><b>株式等譲渡所得割交付金</b></p> <p>(株式等譲渡所得割交付金)</p> <p><b>20万円</b></p>	 <p><b>地方消費税交付金</b></p> <p>(地方消費税交付金)</p> <p><b>9,890万円</b></p>	 <p><b>ゴルフ場利用税交付金</b></p> <p>(ゴルフ場利用税交付金)</p> <p><b>1,140万円</b></p>	 <p><b>自動車取得税交付金</b></p> <p>(自動車取得税交付金)</p> <p><b>1,400万円</b></p>
 <p><b>地方特例交付金</b></p> <p>(地方特例交付金)</p> <p><b>170万円</b></p>	 <p><b>地方交付税</b></p> <p>(地方交付税)</p> <p><b>17億5,000万円</b></p>	 <p><b>交通安全対策特別交付金</b></p> <p>(交通安全対策特別交付金)</p> <p><b>144万円</b></p>	 <p><b>分担金や負担金</b></p> <p>(分担金)(負担金)</p> <p><b>9,537万円</b></p>
 <p><b>使用料や手数料</b></p> <p>(使用料)(手数料)</p> <p><b>1億7,882万円</b></p>	 <p><b>国庫支出金</b></p> <p>(国庫負担金)(国庫補助金) (国庫委託金)</p> <p><b>6億4,831万円</b></p>	 <p><b>県支出金</b></p> <p>(県負担金)(県補助金) (県委託金)</p> <p><b>5億3,043万円</b></p>	 <p><b>財産収入</b></p> <p>(財産運用収入)</p> <p><b>230万円</b></p>
 <p><b>繰入金</b></p> <p>(基金繰入金)</p> <p><b>2億7,906万円</b></p>	 <p><b>繰越金</b></p> <p>(繰越金)</p> <p><b>1億円</b></p>	 <p><b>寄附金・諸収入</b></p> <p>(寄附金)(延滞金・加算金) (町預金利子)(雑入) (受託事業収入)</p> <p><b>3,038万円</b></p>	 <p><b>町債(借金)</b></p> <p>(町債)</p> <p><b>7億3,480万円</b></p>

**歳入合計 55億8,948万円**

※各項目は千円未満の端数整理のため合計は合っていません。



# 平成25年南関町議会第1回定例会が 3月8日から3月15日までの8日間開かれ、 次の42の議案を審議し、全議案を承認可決しました。

## ▶ 南関町条例の制定

○南関町職員の再任用に関する条例 ○南関町地域振興対策基金条例 ○南関町新型インフルエンザ等対策本部条例 ○南関町指定地域密着型サービスの事業の人員 ○設備及び運営の基準等に関する条例 ○南関町保育の実施に関する条例 ○南関町宅地分譲条例 ○南関町宅地分譲事業特別会計条例 ○南関町町道の構造の技術的基準に関する条例 ○南関町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例 ○南関町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例 ○南関町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

## ▶ 南関町条例の一部改正

○南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ○南関町報酬、費用弁償等に関する条例  
○南関町一般職の職員の給与に関する条例 ○南関町職員の特殊勤務手当に関する条例 ○南関町総合文化福祉センターの設置及び管理等に関する条例 ○南関町地域生活支援事業利用料条例  
○南関町重度心身障害者医療費助成に関する条例 ○南関町町営住宅管理条例 ○南関町下水道条例  
○南関町保育園医及び保育園歯科医設置条例の廃止  
○平成24年度南関町一般会計補正予算、各特別会計補正予算  
○平成25年度南関町一般会計予算、各特別会計予算  
○町道の路線認定（前原南線）  
○定住自立圏形成協定の締結（大牟田市と協定）  
○熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更

## 平成24年度南関町一般会計補正予算(第6号) 1億3,864万円追加し、52億9,637万6千円に

### 一般会計補正予算の主なもの

歳入

地域の元気臨時交付金 5,618万円  
道路橋梁費交付金 4,099万円  
農業基盤整備促進事業交付金 1億360万円

歳出

道路点検委託料 7,000万円  
施設工事費 1億4,400万円

- 南関町農業委員会委員の推薦について —— 推 薦  
北原良行さん(関東)、釘崎眞貴子さん(細永南)、岡本辰也さん(肥猪)、北原照代さん(上坂下)
- 人権擁護委員の推薦について —— 同 意  
中野 力さん(肥猪町)、松本隆明さん(今)

## 陳情の取り扱いと結果

○種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

継続審査



委員 文書 総務 議員 運営 議会 委員 町監査 委員

島崎英樹

# 耐震不適合や老朽化…町施設を今後どうするのか

島崎

## 役場庁舎と公民館

### 町長とともに建て替えが必要

①町施設の大局的あり方

**Q** 「役場庁舎の耐震問題」「老人ホーム延

寿荘の著しい老朽化」「指定管理者が決まらず4月から暫定的に町直営となる総合文化福祉センター「うから館」…。以上のような状況をふまえ、すべての町施設について大局的見地から今後のあり方を考える時期にあるようだ。補修や改修による延命、建て替え、既存施設を異なる施設として活用する等、いずれにしても将来を見据えた住民福祉の向上と財政のバランスが欠かせず、今から検討を始める必要があると思う。町長の考えを問う。

**A** 町長 役場庁舎と町公民館の耐震診断を実施した。ともに基準に

適合しておらず建て替えが必要になったと思う。

平成25年度早々にプロジェクトチームを立ち上げ、改築の場所、時期などを検討し、議会や町民と協議したい。町には建設後十年以上経過している施設が多く、日頃の点検を含め、長寿命化計画を作り適切な維持管理に努める。

**A** 総務課長 庁舎、公民館ともに補強方法がなく改築、建て替えが必要とコンサルタントから診断を受けた。

**Q** うから館の利用状況を尋ねる。

**A** 福祉課長 入湯者は年間7万人で、7割が

町外の利用。

**Q** 検討委員会が設置されるが、今後のあり方を考える会議か。

**A** 福祉課長 10人の委員で構成し、うから館をどうするか検討している。

**Q** うから館に指定管理者がボイラーを設置しているが今後、不要の

施設は撤去する必要があるのか。



役場庁舎

**A** 場合は指定管理者が撤去するの。

**A** 福祉課長 設置者に撤去してもらおう条件である。

②町長交際の支出基準

**Q** 24年9月定例会で「支出基準を設けた」と町長答弁を受けた。しかし、いまだ基準が示されていない。どうなっているのか。

**A** 議会議事局長 議長の決裁を受けて町長交際の支出基準に準じた内容で速やかに施行することになると思う。

③中学校教室へのストロップ設置

**Q** 今年1月末、中学校の授業を見学した。

**A** 町長 25年度から施行する。

**Q** 議長交際の支出基準も設けるべきだ。

**A** 議会議事局長 議長の決裁を受けて町長交際の支出基準に準じた内容で速やかに施行することになると思う。

③中学校教室へのストロップ設置

**Q** 今年1月末、中学校の授業を見学した。

女子生徒が制服の上から体操服を着て、ひざ掛けをして授業に臨んでいた。教室にストロップを設置し学習環境の向上を図る必要はないだろうか。教育長の考えを聞きたい。

**A** 教育長 南関中学校は創立26年で、エアコンは無い。設置については保護者アンケートを実施し、五分五分の状況である。

**A** 教育課長 小学校にはストロップがあるが、中学校には無い。夏場は扇風機を使っているが、これは窓を開ける前提だ。PM2.5のことを考えると、今後の課題で、検討したい。

**おしひ** いわゆる、箱物行政には反対だ。しかし、

場当たり的とも言われる老朽施設の延命には疑問を持つ。将来的な維持管理の費用を考え、建て替えや廃止といった決断が求められている。基準は、町民のためになる施設か、そうでないかだ。

橋永

# 協働のまちづくりとは

## 住民と行政が 役割と責任を自覚

総務課長



産業厚生委員  
議会運営委員

橋永芳政

**Q** 協働のまちづくりについて尋ねる。

**A** 総務課長 南関町総合振興計画に、住民と

行政による協働のまちづくりを基本理念と定めています。協働の定義として、住民と行政が役割と責任を自覚し、互いに認め合い、対等の立場で同じ目的に向けて連携・協力して、まちづくりを進めることを定義としています。南関町の発展、南関町の住民の福祉の向上が協働のまちづくりで進めていこうと考えている。町のイベントに対する管理職員の参加の問題を問われておりますが南関町の広く住民、それから町外の方をお招きしてイベントを行う部分については、関所まつり、陶器梅



まつり、関所健康マラソン、それから町民体育祭、文化祭、人権フェスティバル等、いろんな行事をしながら住民啓発に健康づくりを含め、住民啓発に努めているところである。これに管理職が出席してなかった、ご指摘の中に、開会式のときに管

理職が顔を揃えていたほうが、来賓に対してより効果的なものではないかという質問なので、今後の町の運営にあたって、管理職がどう関わっていくのかという部分も整理していきたいと考えている。

判断しますと、順番とかこの前落札しとるけん、今度は順番の回ってこんごつなつたとか、それをあえて言う職員もおおる。官制談合につながるんじゃないかなと思う。そんなことを職員が言いよつたっちゃわからん、町民が不安がるばかり。

**おしひ** いろんな苦言を申し上げたが、前向きにお答えをいただきました。私、安心しました。いろんな形の中で町づくりが行われ一步一步前進し、町民の信頼を得るのが一番大事だろうと思う。

**Q** その整理というのはどういった形の整理か。

**A** 総務課長 管理職もそのイベントの開会時間の前には全員集合するといふふうな整理の考え方、分担をもたせて、仕事をたせるといふ考え方が一つある。

**Q** 合併浄化槽設置申請者と入札指名業者の入札の関係。

**A** 一生懸命、申請業者は図面を書きながら書類を出すだけであって、指名もされない、普通、常識では考えられない。評判

**A** 建設課長 配水設備業者が同一であることが望ましいのは事実だと考えている。今後はその点も考慮して事業を進めてまいりたい。配水設備業者が応札機会を得られるよう、指名業者数の縛りをなくすことも総務課のほうには提案をしてみたい。

**Q** 総務課のご意見はどがんでしょかね。

**A** 総務課長 今、町の入札はすべて電子入札でやっている。その関係で、例えば1件ずつの入札ということも可能であるので、建設課、現課の要望があれば、そのよう



総務文教委員  
広報委員

**井下忠俊**

# PM2.5に対する町の対策は？

井下

住民課長

## 防災行政無線で対応する

**Q** 今、テレビ・新聞などで連日取り上げられているPM2.5は大気汚染の原因、またその小ささゆえに気管支炎やぜんそく等を引き起こす恐れがあるとされており、発がん性や花粉症などの健康被害との関連性も懸念されている。これに対する町としての考えは？

**A** 町長 熊本県ではPM2.5に対し、注意喚起の内容や判断基準・公表時間について住民の皆様への連絡の協力依頼として出しており、この指針を受け南関町としても住民の皆様への注意喚起の情報が公表された時には、防災行政無線等で周知体制を整えており、今後とも速やかに対応して

きたいと考えている。

**A** 住民課長 PM2.5そのものの生成構成についてはまだ不透明な部分が多く、健康被害との因果関係について調査中であるが、基準値を多少超えたからといってすぐに重大な健康被害が出ることは考えられないという意見もある。ただ、喘息等の呼吸器や循環器系の持病がある方については、数値が高い日はなるべく外出を控えるなどの予防策をとるのも一つの方法だと思ふ。

**Q** 県北においては荒尾市役所、有明保険所に測定器を設置してあるが、南関町においての測定器設置については、どう考えているか。

**A** 住民課長 現在、熊本県内18箇所

ことが出来る。

**Q** 測定された数値の公表はどのような方法で行うのか。また、子どもの登下校・体育の授業、更には体育祭についてはどのように考えているか。

**A** 住民課長 高い数値が観測された場合には、関係各課と協議し防災行政無線で午前中に臨時の放送を行うとともに区長便などを通じ注意喚起の対応等について文書で配布したい。

**A** 住民課長 現在、熊本県内18箇所で測定されており県のホームページで1時間毎の数値が詳細に公表されている。また、大牟田市・柳川市のデータも見る

るか。

**A** 教育委員会へ連絡が入った場合には、各学校（校長）にFAXを流し注意喚起の内容にしたがい児童生徒の指導と共に、特に呼吸器系の疾患のある児童生徒に対しては家庭との連絡を密にして、より慎重な対応をお願いするようにしている。

**A** 住民課長 現在、熊本県内18箇所で測定されており県のホームページで1時間毎の数値が詳細に公表されている。また、大牟田市・柳川市のデータも見る

ていきたい。体育の授業に關してはリアルタイムで数値を判断しながら屋内・外を使い分けていきたい。また、体育祭については、他の教育委員会と連携しながら検討していくつもりだが、数値次第では秋に延期することも考えなければならぬと思う。

**むすひ** 住民の方から、洗濯物や布団を外に干しているか、などの数件の質問があったと聞かすが、1件でも電話があれば、その向こう側には何十倍の方が同じ思いでおられると思うし、そのような質問や対処法も広報等で紹介してほしいと思う。また、盆地である南関町ではどれくらい空気の淀みがあるか。そして、それに伴いPM2.5の濃度はどう変化するかも判らない。今後必要とあらば、たとえ高額であろうとも測定器の購入も視野に入れ、常に住民の方に安全と安心を提供し続けてもらいたい。

**A** 住民課長 現在、熊本県内18箇所で測定されており県のホームページで1時間毎の数値が詳細に公表されている。また、大牟田市・柳川市のデータも見る

### PM2.5 や黄砂の濃度が高い日の注意点

- マスクや花粉対策用のゴーグルを着用する
- 窓を開けない
- 布団や洗濯物を外に干さない
- 床掃除（水拭き）をする
- 空気清浄機があれば活用する
- 家に入る前に衣類をはたく
- うがいをする
- 目に違和感があれば水などで洗う



また、今後、校長会と連絡を取りながら、気管支炎等の子どもたちに対しては医療用のマスクの着用などのお願ひも考え

# PM2.5 大気汚染の町民の啓発は？

山口



産業厚生委員  
議会運営委員

山口純子

## 防災無線広報誌で周知

町長

**A** 教育長 子どもの健康は将来にわたる重要な課題である。微小粒子

知していく。

喚起の情報が県より公表されたら防災無線等で周知体制を整えて対応する。注意点は広報誌で周知していく。

**A** 町長 光化学スモッグや黄砂等も健康への影響が懸念されている。熊本県から3月4日に微小粒子物質PM2.5にかかる対応方針が提起され、市町村に注意喚起の協力依頼があった。注意喚起の情報が県より公表されたら防災無線等で周知体制を整えて対応する。注意点は広報誌で周知していく。

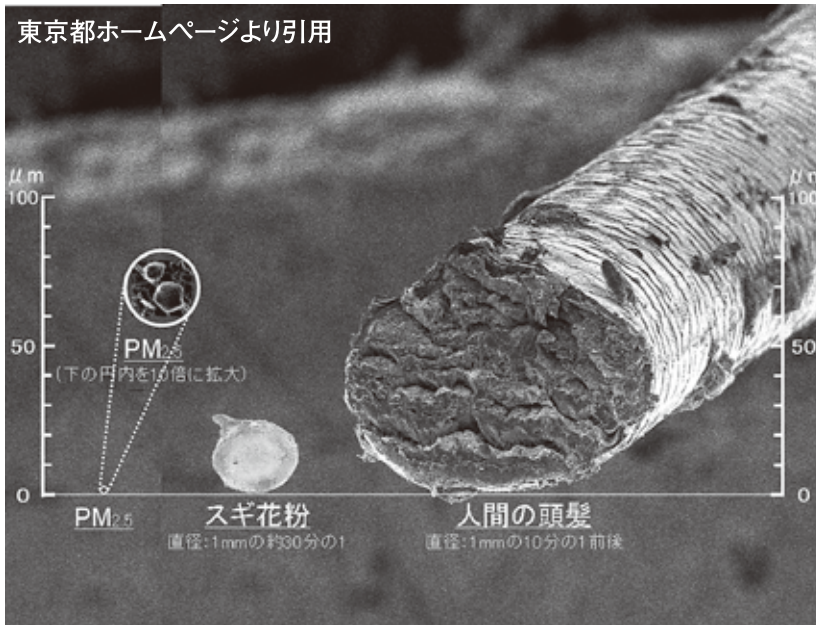
**A** 町長 光化学スモッグや黄砂等も健康への影響が懸念されている。熊本県から3月4日に微小粒子物質PM2.5にかかる対応方針が提起され、市町村に注意喚起の協力依頼があった。注意喚起の情報が県より公表されたら防災無線等で周知体制を整えて対応する。注意点は広報誌で周知していく。

**Q** 過去最大の大気汚染が西日本を中心に飛来しているが、子どもたちの学校生活、家庭生活における対応、町民の皆さんへの啓発を尋ねる。

**Q** PM2.5による大気汚染物質について。

PM2.5による大気汚染物質について。

東京都ホームページより引用



が黄砂にくつついていく。マスクも通すということ、肺の中まで入り込み、ぜんそく、呼吸器官の病気がちな子どもに影響する。健康な子どもであっても将来にわたり害をもたらす可能性もあるということ、基準値を超えることに対しては神経をとがらせながら対応して

**A** 教育課長 気管支の病気、ぜんそく、アレルギーが気になる子どもに関しては密に養護の先生と連絡を取っていく。家庭生活では学校だよりで啓発していく。イベント開催については、環境省、文科省を通じて連絡が入るようになっていくので、いろんな機関から

**A** 住民課長 県の方針での間に85マイクログラムを超えた場合、各マスクミ、市町村に周知、注意喚起を公表、町もその形で対応していく。

不急の外出を控える、屋外での激しい運動を避ける、マスクの着用、室内に粒子を持ち込まない工夫といった周知用の文書を配布したい。

**むすび** 学校との連絡を密にしながら、住民への安心な周知方法を考え、特にぜんそくなどの課題を抱えている子供たちへの特段の配慮を願う。

### 注意喚起のための暫定的な指針

レベル	暫定的な指針となる値	行動の目安	備考 1時間値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )※3
	日平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )		
II	70 超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。(高感受性者※2においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85 超
I	70以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者では健康への影響がみられる可能性があるため、体調の変化に注意する。	85以下
	(環境基準) 35以下※1		

※1 環境基準は環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。環境基準の短期基準は日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、日平均値の年間98パーセンタイル値で評価。  
 ※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等。  
 ※3 暫定的な指針となる値である日平均値を一日の早めの時間帯に判断するための値。